明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八九）　一
○船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四九）　二

〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁八六）　二
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（同八七）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務一七一）　三
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産八〇六）　四
○べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部を改正する件（同八〇七）　四
○ウンシュウミカン中のβ―クリプトキサンチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部を改正する件（同八〇八）　四
○運輸審議会から答申があった件（国土交通六〇七、六〇八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六〇九、六一〇）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一二九）　四
○道路に関する件（東北地方整備局六七）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一六〇）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局一一六）　四

〔人事異動〕
内閣　宮内庁　最高裁判所　五

〔叙位・叙勲〕
令和五年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕
国家試験　六
官庁
証票無効、北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書の縦覧関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

〔公　告〕　二六

省令

○厚生労働省令第八十九号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三第四項及び第三十二条の十三の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十八日　厚生労働大臣　加藤　勝信

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条の三に関する事項） **第四条の二**　（略） 2　（略） 3　法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第二号の三に掲げる事項にあつては期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。）に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給の場合に限り、第八号に掲げる事項にあつては労働者を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする場合に限るものとする。 一　労働者が従事すべき業務の内容に関する事項（従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。） 二・二の二　（略） 二の三　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。） 三　就業の場所に関する事項（就業の場所の変更の範囲を含む。） 四～九　（略） 4～8　（略）	（法第五条の三に関する事項） **第四条の二**　（略） 2　（略） 3　法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする者に限るものとする。 一　労働者が従事すべき業務の内容に関する事項 二・二の二　（略） （新設） 三　就業の場所に関する事項 四～九　（略） 4～8　（略）